

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 下野市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定文化財6件、県指定文化財13件、市指定文化財88件の合計107件の有形・無形の文化財が所在しており、市内各地に広範にわたって点在している。

国・県・市指定の文化財においては、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、下野市文化財保護条例等の関連法令に基づき、所有者や管理者へ保存・管理に関する指導や助言を行っており、今後も引き続き適切な保存、公開等活用の措置を講じていく。

本市の文化財の現状では、文化財の種類により調査・研究、そして指定文化財の件数等に偏りがあることが課題である。また、歴史的、文化的な価値を有する未指定の文化財も多く存在していると推測される。こうした状況を踏まえ、本市では、平成28年(2016)11月に、地域に現存する文化財を指定・未指定に関わらず、的確に幅広く捉え、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用することを目的とした下野市歴史文化基本構想を策定した。そして本市の歴史的風致の維持向上のためには、上記の歴史文化基本構想を踏まえ、指定・未指定文化財の特徴や価値を適正に把握し、積極的に保存・活用していくことが重要である。

現在、遺跡については4件の国指定の史跡の他、県指定の史跡が3件、市指定の史跡が3件、合計10件が指定されており、特に国指定の史跡については調査研究が進んでいる。また、国指定の4件とも国庫補助事業を活用した史跡整備事業が実施され、平成32年度までに下野薬師寺跡以外のすでに策定された計画部分における整備事業がほぼ終了する予定である。今後は、下野薬師寺跡の整備事業を進めるとともに、未着手の県や市の指定史跡の調査等を進め、適切な保存整備、活用について検討する。

有形文化財(建造物)については、これまで十分な調査が行われなかったことから、今後、建造物の調査を実施し、その調査結果に基づき価値が明らかとなったものについては、国の登録文化財や市指定の文化財への指定について検討したうえで、適正に保護・保存し、積極的な公開や活用に取り組んでいくこととする。

無形文化財及び無形の民俗文化財については、合併以前の各町史編さんにとりなう調査は実施されているものの、これまで詳細な調査がほとんど実施されていない。今後は、本計画の策定作業等によりこれまでに把握できている祭礼や慣習等の内容を踏まえ、無形の文化財に関する詳細な調査を実施し、文化財への指定を検討するとともに、必要に応じて映像等記録の作成や後継者育成等、民俗行事等が確実に継承できるよう支援を行っていく。

有形の民俗文化財については、他町と共同で進めている干瓢生産に関する道具の収集や研究を継続するとともに、祭礼や慣習などの無形の民俗文化財に関連する道具や衣装などその他の調査も実施する。さらに下野市の生業のひとつである干瓢生産が作り出した伝統的景観については、今後、文化的景観保護制度の活用の可能性も検討する。

以上のように、文化財の種類ごとの状況に応じた措置を講ずることを基本とし、特に市内の未指定文化財について適切に調査を行い、特徴や価値を明らかにしたうえで、必要に応じてそれらを含めた関連文化財群の実態も把握し、文化財指定・登録の可能性、効果的な保存・活用に向けて検討していく方針とする。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

有形の文化財は、経年劣化や災害等の外的要因による、き損・滅失のリスクを有している。文化財の修理・整備にあたっては、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見に努めるとともに、必要に応じて所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

修理にあたっては、文化財の価値を維持もしくは復旧することを目的とし、過去の改造等の履歴や調査記録等の内容を踏まえ、必要に応じて新たな調査を行い、最新の研究成果等も反映したうえで、しかるべき修理を実施することとする。特に指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づいて実施するほか、文化庁の指導を仰ぐなど、関係機関や専門家と連携して行う。未指定文化財や歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理は、所有者等と協議しながら、また、関係機関や専門家と連携して実施する。その際、修理等に要する所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

史跡整備については、今後、国の史跡である下野薬師寺跡の整備事業を進めるとともに、下野国分寺跡等と連携した取り組みを行う。さらに、隣接市町に所在する関連遺跡と連携した広域的な活用を目指し、関連性が表現できるような整備について検討する。その他、現在発掘調査を実施している県指定史跡の児山城跡をはじめとした史跡の調査を進めるとともに、保存整備、公開等活用に向けた検討を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を図る上では、展示を行う施設等、歴史的、文化的な価値や情報、魅力を発信する拠点となる施設が果たす役割は大きい。このような施設として、現在、本市には国指定の史跡である下野薬師寺跡に関する展示を行う下野薬師寺歴史館と、栃木県南部地域という広域的な範囲の遺跡の遺物等を展示するしもつけ風土記の丘資料館がある。

現在、市域で確認されている遺跡は500件を超え、毎年のように発掘調査が実施されているため、出土資料の保管、整理作業等を行う施設や、展示・公開施設が不足している。また、上記のように既存の施設は、国指定の史跡である下野薬師寺跡と栃木県南部地域という広域的な範囲の遺跡についての展示を目的とするものであることから、市内の歴史文化を総合的に発信するには至っていない。

こうした現状を踏まえ、本市では、しもつけ風土記の丘資料館を下野市における埋蔵文化財の保存・収蔵とともに情報の発信拠点として位置づけるべく、平成29年(2017)3月、しもつけ風土記の丘資料館展示改修基本計画を策定し、資料館全体のリニューアルを実施するとともに、下野薬師寺歴史館についても、展示等のリニューアルについて検討を行う。

また、今後は、公共施設の再利用によって、民俗文化財を中心とした保存活用施設の整備の検討も行う。

なお、情報案内・説明板の設置については、来訪者にわかりやすい位置とし、理解が促進される内容、統一性があり、かつ歴史的風致、伝統的景観に調和するデザインとする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、文化財単体としての保護だけでなく、周辺環境も含めた一体的な保全に取り組むことによって、当該文化財が有する多様な価値や魅力を顕在化できる。文化財保存と周辺環境の一体的な保全にあたっては、都市計画法や景観法等の関連法令等による施策とあわせて取り組むことが効

果的であるが、本市において、景観関連の施策は未着手である。今後は、市の景観計画及び屋外広告物条例の策定を進め、景観計画策定後は、本計画の内容を踏まえた景観形成重点地区の設定等を行うなど、まちづくり施策との連携・調整を図りながら、良好な景観を維持向上していくための取り組みを実施する。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合には、所有者・管理者との協議の上で改善策を講じる。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

有形の文化財は、火災・地震・水害・台風などの災害により、き損や滅失の恐れがあることから、防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。特に滅失のリスクが高い火災については、地域防災計画に基づき、火災の予防対策の徹底と日頃からの防災教育・訓練に取り組むとともに、万が一火災が発生した場合に備えて、迅速な消火体制の構築を行う。

予防対策としては、消防法で義務づけられている自動火災報知機や消火設備等の防火設備を設置する。また、このような設備設置に加え、文化財の所有者等に対して、防災に係る周知・啓発や防災教育にも取り組み、文化財のき損・滅失のリスク軽減に努める。このほか、防災に加え、防犯の観点からも、盗難や汚損等の被害に遭わないように防犯設備の設置を推奨するとともに、所有者への意識喚起にも努める。

地震対策としては、耐震診断や耐震補強工事の実施等、個別の文化財ごとに必要な対策を行い、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

また、万が一の被災に備える意味でも、文化財の詳細な記録や被災時における被災履歴の記録等、文化財の被災後、将来的に復元等ができるよう、史料等の調査にも努める。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市における文化財の保存・活用にかかる普及・啓発については、展示公開施設が不十分であったこと等から、これまで効果的に行われていなかった。本計画に基づき、本市の歴史的風致の維持向上を図るため、市内外の人々に対し、文化財の存在や多様な価値を伝え理解を促す機会を提供するための取り組みを進める。

現在、文化財等の発信・公開の手法のひとつとして、デジタルコンテンツを用いた情報発信を推進している。具体的には、VRによる古代の建造物の復元や、多岐にわたる文化財等の資料をデジタルアーカイブ化し、インターネットで公開等を実施している。今後も、こうした取り組みをより深化させ、デジタルコンテンツの充実を図るほか、同時にパンフレット制作や情報案内・説明板の設置、ローカルガイド育成を実施することにより、本市の歴史文化を発信し、文化財の多様な価値についての理解の促進を目指す。

また、文化財の総合的な活用の促進を図るため、庁内各部局のみならず地域住民との連携、そして将来の担い手、後継者となる子どもたちに対する支援も強化し、学校や教育委員会、資料館等とも連携し、民俗芸能や伝統行事の体験等を含め歴史学習事業の展開を図る。加えて、地域住民や活動団体による歴史的風致を活かしたまちづくり活動への支援や、地域住民や活動団体の発意による新たな歴史的風致の発掘・育成に対する支援を行う。より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、未指定文化財を含めた総合的な文化財の情報を共有・発信する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

市内には516か所の埋蔵文化財包蔵地があり、そのうち242か所が古墳で、遺跡は市内全域に広く分布している。これらの埋蔵文化財包蔵地については下野市遺跡分布図及び市のホームページから閲覧できるしもつけシティーガイドで公開している。

埋蔵文化財包蔵地内での開発行為等に関しては、関係部局及び栃木県教育委員会と連携、調整を行って対応し、事前協議等により可能な限り遺構を破壊することの無いような措置を講じ、その保護に努める。やむを得ず現状での保存ができない場合には、適切な発掘調査、調査成果の公開、報告書の刊行に努め、確実な記録保存と情報の公開を行う。さらに、発掘調査により保存すべき埋蔵文化財と判断される場合には、事業計画の変更、史跡への指定等により保護・保存を図り整備・公開することに努める。

(8) 文化財の保存・活用に係る下野市教育委員会の体制と今後の方針

本市の文化財の保存・活用については、下野市教育委員会事務局の文化財課が主な役割を担っており、学芸員（考古）3名、事務職員3名、しもつけ風土記の丘資料館及び下野薬師寺歴史館に各3名（館長、嘱託員2名）を配置している。文化財課では、文化財の保存・活用にかかる業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の維持・管理についての指導助言、しもつけ風土記の丘資料館や下野薬師寺歴史館の管理等を行うほか、埋蔵文化財の発掘調査や整理・発掘調査報告書作成作業を行っている。

今後は、歴史的風致維持向上計画の策定を契機とし、文化財担当課に加えて、まちづくり担当課や事業担当課等関係部局との連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

また、本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、下野市文化財保護審議会を設置している。諮問に応じて文化財の保存・活用に関する事項を調査・審議し、答申する役割を担っている。審議会は6名で構成され、各専門分野は郷土史3名、歴史1名、建築史1名、民俗1名である。今後も引き続き、この体制で下野市文化財保護審議会の意見を文化財保護施策等に反映するとともに、未指定文化財を市指定文化財にする際は、下野市文化財保護審議会に諮り指定していくこととし、必要に応じて学識経験者の助言・指導等が得られるよう、委員会等を設置することとする。

本市の文化財は、本市域を越えて近隣自治体との歴史的・文化的関係性の中でその本質的な特色をとらえることができるものも多い。そのため、現在も干瓢生産に関連する道具の調査や、古墳や史跡等の活用を行うために連携した取り組みを行っている。しかしながら、現在は部分的な取り組みにとどまっているため、今後は自治体を越えた文化財の保存・活用のための相互連携体制の構築に向けて、近隣自治体との協議を進めることとする。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが必要である。現在、本市において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体は、下表に示す10団体がある。主に見学者等へのガイドを行う団体と、除草・清掃等の保全活動を行うボランティア団体、民俗芸能

の継承に係る団体である。これらの活動団体と連携して文化財の保存・活用を図るため、団体に対する担い手育成支援や、必要な助言・指導等を継続的に行う。

下野市における文化財保存・活用に関わる団体一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
◎文化財 ^{かんこう} 観覧ガイドボランティア	市内全域	市内文化財の見学者に対する解説等
◎下野薬師寺ボランティアの会	下野薬師寺跡周辺	下野薬師寺跡の見学者に対する解説や清掃活動、啓発活動等
◎天平の丘観光ガイドボランティアの会	下野国分寺跡・下野国分尼寺跡周辺	下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺の見学者に対する解説等
児山城址守り隊	児山城跡周辺	児山城跡の保全活動及び啓発活動
◎平美林会	下野国分寺跡・下野国分尼寺跡周辺	除草・清掃作業
◎国分寺西小学校PTA	下野国分寺跡	除草・清掃作業
◎フラワー会	下野国分寺跡	除草・清掃作業
下古山星宮神社 太々神楽保存会	下古山	太々神楽の保存・継承
橋本神社太々神楽保存会	橋本	太々神楽の保存・継承
中大領大杉囃子保存会	中大領	大杉囃子の保存・継承

※◎印は、重点区域内における活動団体



文化財観覧ガイド養成講座

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財3件、県指定文化財4件、市指定文化財3件の合計10件の有形・無形の文化財が所在している。

国・県・市指定の文化財については、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、下野市文化財保護条例等、関連法令に基づき、所有者や管理者へ保存・管理に関する指導や助言を行っている。下野薬師寺跡については昭和59年（1984）3月に第1期の保存管理計画を、平成23年（2011）3月に第2期保存管理計画を策定し、現状変更の規制や追加指定及び公有化等の方針を定めている。また、平成24年（2012）には、下野国分尼寺跡保存整備基本計画を含む下野国分尼寺及び周辺整備基本構想を策定していることから、それぞれの計画等に基づき、保存整備事業を進めるほか、史跡指定地内の公有地化も進めることとする。

一方で、他の指定文化財については保存整備等の計画が未策定であることから、今後は、文化財の総合的な保存・活用に関する地域計画を策定し、適切な保存・活用が図られるよう計画に基づいた保存修理・整備、防災対策等を行っていく。

未指定の文化財のうち、薬師寺地区および国分寺地区に所在する伝統的家屋等の歴史的建造物について調査を実施し、歴史的風致を形成していることが明らかになったものについては、歴史的風致形成建造物に指定、もしくは、市指定文化財に指定する等、保護対策を検討する。それにとれない修理が必要なものや活用に供することができるものについては、保存・活用のための適切な措置を講ずる。これらの歴史的建造物とともに歴史的風致を形成する祭礼や伝統行事、伝統産業等の無形文化財および民俗文化財についても調査を行い、その実態を把握し、その価値が明らかになったものについては、登録有形民俗文化財への登録や市指定民俗文化財の指定等の検討を行い適切な保存・活用のための措置を講じることとする。

<重点区域内での事業>

- 下野薬師寺跡保存整備事業（2019年度～2028年度）
- 史跡等公有化事業（2020年度～2022年度）
- 下野国分尼寺跡保存整備事業（2018年度～2020年度）
- 歴史的風致形成建造物の調査・継承支援事業（2019年度～2028年度）

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

下野薬師寺跡については、平成23年（2011）3月策定の『国指定史跡下野薬師寺跡第2期保存管理計画書』に基づき、公有化及び保存整備事業を実施する。今後、発掘調査の成果やこれまでの保存整備事業等の内容を踏まえ、遺構の保存を第一義としつつ、古代の下野薬師寺の様子をよりわかりやすく伝えることが可能となるような保存・整備を史跡下野薬師寺跡保存整備委員会に諮ったうえで進めていく。

また、下野国分尼寺跡についても平成24年（2012）3月策定の『下野国分尼寺跡及び周辺整備基本構想』に基づき、指定地内の保存整備事業を推進する。

歴史的建造物については、調査を行い、その価値が明らかになった未指定文化財については、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物もしくは市指定文化財等に指定し、適切な保存、効果

的な活用等の計画について検討したうえで、経年劣化や破損が進んでいる、また活用等のための工事等が必要な場合は、修理および整備事業を行う。

なお、修理・整備にあたっては、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、下野市文化財保護条例等に基づいて、文化財の価値を損ねないよう過去の増改築の履歴や調査記録等を確認したうえで、新たな調査研究結果等を踏まえ、修理・整備の方針や方法についての検討を行い、実施することとする。なお、修理・整備を実施する際には、委員会等を設置し、助言、指導、承認等を得ながら、適切な保存・修理、整備を行うこととする。

〈重点区域内での事業〉

- 下野薬師寺跡保存整備事業（2019年度～2028年度）
- 下野国分尼寺跡保存整備事業（2018年度～2020年度）
- 歴史的風致形成建造物の調査・継承支援事業（2019年度～2028年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、国指定の史跡である下野薬師寺跡に関する展示を行う下野薬師寺歴史館及び、栃木県南部地域という広域な範囲の遺跡の遺物等を展示するしもつけ風土記の丘資料館があるが、本市の歴史文化を発信できる情報量が少ない。

今後は、天平の丘公園の再整備を行い、国分寺地区に所在する下野国分寺・国分尼寺跡を中心とした下野市の歴史的風致を感じながら滞在できる公園施設として整備するとともに、しもつけ風土記の丘資料館の改修を行い、遺跡等の魅力を発信するための情報発信機能の充実を図る。薬師寺地区においては、駐車場等の便益施設の整備に加え、アクセス環境を整備することで来訪者のための環境の整備・向上を行う。とともに下野薬師寺歴史館の情報発信機能の充実を図る。

また、干瓢生産などの農業に関する民俗資料や文化財を収蔵・展示する施設整備を行う。

文化財等の情報案内・説明板等は、現状を確認したうえで、統一性のある情報案内・説明板等の設置計画・整備を実施し、文化財の保存・活用のための施設の充実を図る。

〈重点区域内での事業〉

- しもつけ風土記の丘資料館整備事業（2018年度～2020年度）
- 学びの場活用事業（2019年度～2028年度）
- 天平の丘公園再整備事業（2019年度～2026年度）
- 薬師寺周辺駐車場等整備事業（2019年度～2026年度）
- 下野薬師寺いにしへの道整備事業（2019年度～2026年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本市は、良好な景観の形成に関する方針がないため、本計画も踏まえて市の景観計画を策定し、重点区域に関しては景観形成重点地区等に指定するなど、本市の歴史的風致を形成する良好な市街地景観を維持向上していくための枠組みづくりを行う。

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

地域防災計画に基づき、地域との連携による避難経路の確認や文化財防火デーの取組みの継続など、防災訓練を実施する。あわせて、日頃から所有者や管理者による点検など、予防対策を徹底し、

火災などの発生の防止や防犯に努める。また、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、盗難や汚損等に対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連携を密に図る。

歴史的建造物においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置を促すものとするほか、必要に応じて所有者等と協議し、耐震診断や耐震補強工事の実施のほか、防犯カメラの設置等を検討する。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

現在、下野薬師寺をVRで復元した「VR東の飛鳥 一甍の下野薬師寺」のアプリ制作や、下野国分寺の建物をCGで復元する等、デジタルコンテンツを用いた活用を展開し、これまで現地での復元や模型等に頼ってきた史跡等を新たな形で活用する取り組みを行っている。今後も、こうした取り組みをより深化させ、デジタルコンテンツの充実を図り、多様なコンテンツにより本市の歴史文化をより効果的に発信する取り組みを継続する。

また、重点区域内の文化財や活動団体等を結び付ける情報発信のためのマップや案内パンフレット等の作成、情報案内・説明板の設置、ローカルガイドの育成を実施し、観光イベントや体験イベントも企画・開催する。薬師寺地区の情報発信施設として、道の駅を活用する。また、区域内で行われている歴史的風致に関する祭礼や伝統行事、干瓢生産等に関する体験を含めた歴史学習への支援、後継者支援を行い、文化財の保存・活用に向けた理解の促進を図るとともに担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。

<重点区域内での事業>

- 天平の丘公園・下野国分寺跡を活用したイベント事業（2020年度～2025年度）
- 学びの場活用事業（2019年度～2028年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には約140か所の埋蔵文化財包蔵地があり、そのうち約90か所が古墳である。特に下野薬師寺跡、下野国分寺跡、下野国分尼寺跡周辺にはこれらの寺院跡に関連する古代の遺跡が集中している。

埋蔵文化財包蔵地内での開発行為等は、関係部局及び栃木県教育委員会と連携して対応を図り、事前協議等によりできるだけ遺構を破壊することの無いよう措置を講じ、その保護に努める。やむを得ず現状での保護ができない場合には、適切な発掘調査等による記録、調査成果の公開に努める。さらに、発掘調査により保存すべき埋蔵文化財と判断される場合には、事業計画の変更、文化財への指定等により遺構等の保護を図り保存・整備・活用することに努める。

重点区域には、下野薬師寺跡、下野国分寺跡、下野国分尼寺跡の史跡指定地が含まれることから、現状変更が必要な行為が生じる場合は、文化財保護法に基づき適切な対応を行うとともに、史跡の範囲等を確認し、適切に保護するための発掘調査を推進する。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内で活動を展開する文化財の保存・活用に関わる団体として下記にあげた団体が、来訪者に対する解説、清掃活動などを行っている。これらの団体が引き続き文化財の保存・活用に主体

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

的に関わっていけるよう、情報提供等の支援を行うとともに、団体間での交流・情報交換等ができる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

本市に数多くある文化財の保存・活用を行政のみで担うことは限界があることから、大学等の学術機関との連携による調査研究の推進や、市民が主体となる研究会・保存会・ボランティア団体等を育成し、連携する仕組みについても検討する。

また、現在、薬師寺地区及び国分寺地区で維持管理活動を行っている団体等が今後も継続して活動を行うことができるよう支援等を行う。以下の団体以外にも、各地区の祭礼、伝統行事や伝統産業の維持・継承には、氏子・檀家や各自治会の役員、地域住民等が広く関わっている。今後、歴史的風致の維持向上を図るため、こうした伝統や文化の担い手への直接的な支援についても検討し、これらの活動に対する助成・支援の実施についても検討することとする。

重点区域における文化財保存・活用に関わる団体一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
文化財観覧ガイドボランティア	市内全域	市内文化財の見学者に対する解説等
下野薬師寺ボランティアの会	下野薬師寺跡周辺	下野薬師寺跡の見学者に対する解説や清掃活動、啓発活動等
平美林会	下野国分寺跡・ 下野国分尼寺跡周辺	除草・清掃作業
天平の丘観光ガイドボランティアの会	下野国分寺跡・ 下野国分尼寺跡周辺	下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺の見学者に対する解説等
国分寺西小学校PTA	下野国分寺跡	除草・清掃作業
フラワー会	下野国分寺跡	除草・清掃作業



国分寺西小学校の生徒による落ち葉清掃



下野薬師寺ボランティアの会による啓発活動
(ふるさと学習支援)